

秋月胤永・手代木勝任の明治五年建白書について

中西 達治

はじめに

ここに一通の建白書の稿本がある。表紙に「建白書」と墨書し、漢字カタカナ交じりの原文に朱で訂正、推敲を重ねた本文は、「二臣胤永勝任伏シテ惟ンミルニ」と始まり、「筆ヲ執リテ泣願頓首誠惶誠恐」と結ばれている。この建白書の提出者は、左院少議生成月胤永、手代木勝任の兩名、時は壬辰五月とあることから、明治五年ということが分かる。

秋月胤永、手代木勝任は、いずれも旧会津藩士、戊辰戦争の際、会津藩の戦争責任者として捕らえられ、永御預の処分を受けていたが、この年一月謹慎を解かれ、その後明治政府に任官したばかりである。彼らの抑留中、会津藩には過酷な運命が待っていた。はじめ、前藩主松平容保の永御預（後に謹慎）領地没収の処分が下される。明治二年十一月に至って明治政府は、猪苗代もしくは下北半島のいずれかの地で三万石に減地の上、容保の実子容大に家名再興を許すと通達、旧藩士達は合議の結果、下北半島移住が決定された。藩名は斗南という。翌年から旧藩士及び家族等一万七千余人、四千四百余戸が次々に移住したが、そこは本州最北端の寒冷不毛の地であり、移住者の艱難辛苦は目に余るものがあった。明治四年七月、政府は廢藩置県を断行、斗南藩は斗南県となり、知藩事松平容大は東京移住を命じられる。さらに同じ年の九月、斗南県は周辺五県と合併して青森県となる。この結

果移住した藩士達は、不毛の荒野に取り残されることになり、旧藩体制は崩壊状態となったのである。秋月胤永と手代木勝任兩名が謹慎先を名古屋から青森に変更されたのは、ちょうどその直後のことであった。

一

これより先明治元年の戊辰戦争当時、九月二十二日、会津若松城は開城し、会津藩は降伏、籠城していた藩主松平喜徳、先君松平容保以下、藩士達は官軍の監視下に置かれた。十月十七日に明治政府から松平容保、松平喜徳父子の他、戦争責任者として召喚された五名の人物の中に、世襲家老職であった萱野権兵衛、梶原平馬、内藤助右衛門の三名と共に彼ら兩名の名があった。彼らが指名されたのは、おそらく容保の京都における守護職時代に公用方として外交を一手に引き受けており、開城から開城前後にかけても外交交渉をほぼ一手に引き受けていたことで、こうした扱いになったものとおもわれる。この時、秋月悌次郎は一人、藩公の密命を受けて越後に潜行、奥平謙輔と面談していたので、帰郷後、遅れてその後指名された他の藩士らと共に直ちに上京した。切腹した萱野権兵衛以外は、それぞれ流刑となり、各地に永御預となった。この内、手代木直右衛門、秋月悌次郎の二人は、明治二年六月十日容保の兄弟松平範次郎に永御預となり、高須藩の四

谷屋敷に移り、六月二十二日東京出発、七月五日、高須着。版籍奉還後高須藩が尾張藩に併合されたことに伴い明治四年十月十三日、高須から名古屋に移され、さらにその後十一月一日青森県に移され、翌明治五年一月六日許され、三月二十四日、左院少議生に任じられ東京に赴く。この時月給七十円であった。

高須に抑留中は、藩主の兄弟に忠誠を尽くした人物として、藩内で手厚いもてなしを受け、各地の情報も十分届いていたことが、秋月胤永が高須より家族に宛てた手紙によって知られる。（詳しくは、拙稿「秋月章軒の遺文について」その他参照。）抑留中にこうした待遇のもとにあった彼らにとって、青森の現状は、目を覆うばかりに悲惨な状況を呈していた。そのあたりのことが、この建白書には随所にうかがわれる。本稿では、この建白書の内容を吟味し、その意義と効果等について検討してみたい。なお、原文は、漢字カタカナ交じりで、句読点は施されていない。引用文は、ひらがな交じりに改め送りがな等を整理し、便宜原稿の随所に句読点を施した。本稿末尾に、原文の翻刻を併載してあるので、併せ見られたい。

二

二臣胤永・勝任、伏して惟んみるに、戊辰以来制度一新、皇化四辺に洽^{おち}ねく、大綱すでに立ちて、万目また挙る。これ人を用ゆる、唯その才を以てして門閥を問はず。故に才徳朝に満ちて野に遺賢無し。臣等が如き滔天の罪あるも、独りその死を免ずるのみならず、更に朝官に備はり時に鄙議を献ずることを得。

聖恩天高く海深し。感泣何ぞ已まん。今外にして欧米各国来留留住し、内にして北海道荒蕪絶遠の地と雖も、特に開拓使を置きこれが地を開き、これが民を治め、恒の産あらしめ、以て規則に容れんとす。聞くが如き、今に至りて蝦地貧困の民も飽食煖衣、以

て撃壤の喜び在りと。況んや中土より移住する者をや。此政令の一途に帰せし事、聖裁に出でて一視同仁、王土を以て王臣を養ひ、有無相通じ、彼我の別無きを以てなり。その盛徳鴻業、規模の大にして条目の挙がる、前古未だ聞かざる所なり。然り而して臣等更に建言せんと欲する処のあり、言はん。

欲して罷む者三たび、筆を投ずること三たび、如何となれば、臣等が罪実^{つと}に深し。況んやまた私情に渉るに嫌疑あり。恐懼に堪へざるにおいてをや。既にして復た自ら謂らく、この寵擢を蒙りこの議員に備はり、黙々として罷むは本意にあらず。そもそもまた聖朝この職を命ずるの意にあらざるなり。これ臣等敢て建言する所以なり。

冒頭述べられるのは、王政復古後の朝野の政治が、天皇の下で着実に効果を上げていることの確認である。門閥を問わず才能をもって人材を登用する基本姿勢により、自分たち罪を犯した者も受け入れられている。外国人の来住者多く、北海道においても、開拓の成果が上がっていることは誠に素晴らしい。その上で、そうした実情を見るにつけて、自分たちとしては実は献策したいことがあるのだという。自分たち罪余の者が、こうした行為をしてよいかどうか随分迷ったが、拔擢されて左院議員に任命された以上、問題があるのに黙っていることは自分たちとしては本意ではないし、任命した側にとってもそうである。条理を尽くして、建言に至るまでの事情を説明している。その上で問題点の指摘が始まる。

二臣去冬名古屋より東京を過ぎて青森県に赴く時、正に隆冬なり。寒厳にして雪深し。しかしして元斗南県人或は単衣跣足、或は手携肩荷、西南を指して潜行密移する者の如し。これを見て心すでに威馬たり。県地金田市元斗南の管轄する処なりを経、三ノ戸に至り往々その実を問ふ。云はく、これより先大人一日玄米三合に満たず。七歳以下

僅かに二合を得。近日に至りて大人四合を賜はることを得。その外更に一金を得ること無し。加^{しか}之居るに家無く、耕するに地無し。仮^{たとへ}令地あるも市家村屋に仮居することほとんど三年、三合不満の米を食し筋骨衰弱、拓地耕作する能はざるは固^{もと}よりなり。またその甚だしき者は粥を作りて米粒を弁ずる能はざるあり、雑米昆布等を合はせ煎りて米粒は僅かに数ふるあり。三合不満の玄米を雑米昆布等を合はせ煎りて米粒は僅かに数ふるあり。得るも、悉くこれを飯米に用ゆる能はず。売りに塩薪炭を買ふ。且つ老弱者の如き、一錢の得べき無くまた山林遠き市家に住すれば、薪木と雖も買はざるを得ず。衣破れて補ふ能はず、塩薪尽きて或は買ふ能はず。今日刀を売り明日衣を売り、売り尽くして倒るるを待つあり。或は凍死し、或は餓死するなしとせず。家に男主無く婦人老幼而已なる輩に至りては、その苦辛と其所行と言ふ可からざるものあり。また田名部地方に住する者は常に菜色ありて、容只膚色他郷に異なり。これ食料の他方に比すれば殊に悪しきを以なり。総じて移人死する、日に多く、生るる者甚だ少し。その食料少ふして悪しく、且つ男女共に困厄その樂地無きを以てなり。

ここで述べられるのは、彼らが昨年冬、名古屋から青森県に移送される際見聞した会津藩から移住した人たち、旧斗南県人の状況である。雪深い厳寒に、旧斗南県人が単衣の着物を着、はだいで物をもって西南に移動する様子を見かけた。彼らは、給付される米のみでは暮らしが立たず、やせ衰え、死を待つばかりという状況で、殊に田名部はひどいという。

二臣途中率然これを聞き、食咽に下らず。或は衣を脱しこれを与へ、或は金を分かつてこれを贈る。既にして親しくこれを檢察して確かに問ふに所^{きま}聞信なり。雖^{しか}然移人^{初め移住する者ほとんど二万人、流離死に今に至りて二万人左右}。然移人^{初め移住する者ほとんど二万人、流離死に今に至りて二万人左右}。皆困厄なる如^{かく}此にあらざ。懶惰にして産業を治めず、耕墾を勤めず、自らその困厄を招くもあり。勤めて産を治め、更に財を得るもあり。家在り地在りて能く耕すあり。読書筆算等を教ゆるも

あり。僅々の商法を行ひ利倍を逐ふあり。縫ふ者あり。織る者あり。器を造る者あり。人の為に備して舂し、或は担する者あり。凡そ事為さざること無し。如^{かく}此産を営むとも、これを通観するに僅かに饑餓を免るる者十が九にして、善くその生を送る者甚だ少くして、廢疾多病または老幼無能の者は、この諸件を為す能はずして坐食するのみ。その上等なる者と雖も純米の飯を食する能はず。四時の衣を備ふる無し。

移送の途中でこれを聞いた二人は、もっていた金品を彼ら流浪する斗南県民に分け与え、事實はどうか確認した。怠けていて困厄を招いた者がいいわけではない。だが、だいたい、様々な職業に就いて働いても、十分な生活費を得る者はほとんどいない。いわゆる生活弱者に至っては、全く収入の道がないのが実情である。

抑^{おさ}困厄を極はむる者、財本と俸禄と無きに因ると雖も、治産の艱難なる、実にその原因あり。士族の藩に在る、その祖その父より幼なるよりして唯文武の芸事に身を委ね、或は専ら簿書算筆に心を用ひ、曾て耕耘に従事することなし。曾て売買に力を用ふることなし。今に至りてこれを幼老病者婦人に責むる能はざるは固よりなり。また歳四五以上のもに耕墾を勤めしむるも、また已に難し。強ひて之を為すも下農夫の業を為す能はず。老幼病者を除き十八九以上四十以下壮年の者にして、往々農事に慣習し以て上農夫たるべき壮丁多くは已に没し、或は師を四方に訪ひ、老幼婦女多病廢疾の者多し。故に事務また甚だ難く困厄を極はむる所以なり。更に難事あり。婦女子の如きは縫績織経して、男子は銅鉄竹木を以て器を製し、以て産業を営まんと欲するも、辺村の僻落に至りては、売る者ありと雖も買ふ者無く、囑托する者もまた少し。況んやこれを為さんとするも財本ある者少し。仍つて県下往々生産所を設け、鰥寡孤自立し難き男女、悉くここに集め

て各その業を勤めしむ。これが食を与へ、これが料を与へ、以て空手餓死を免れしめんとす。

生活困難に陥るのは財産と俸禄がないためであるが、実は武士に固有の原因がある。それは、旧藩時代武士は代々文武の芸事専一に仕えていて、農業、商業に従事したことがない。帰農を勧めようにも、もともと適切と思われる年代の者は地元にはいない。もっと大きな問題がある。女性に織布裁縫をさせ、男性に細工仕事をさせるなど殖産興業に勤めても、辺鄙な田舎では、産物を買う者がいない。県下では、生活弱者を集めて、生産所を設置し、救済策をとろうとしているのである。

二臣御預となること、今ここに至るまで五年なり。胤永が家族斗南の郷に在り。その妻その子とともに手づから草鞋を製し、以て薪とり、薇とる。或は傭織、しかして夏夜に帳無く、冬寒に炉なし。僅かに能く生くるのみ。勝任が家族またその郷にあり。その妻その二女を率ひ、新地を開作して多く野菜雑穀を得、極はめて励精とす。婦女子に在りて能く勤む。旧知事力耕を以てこれを賞す。しかして余金を得る能はず。この財本無き婦女子等これを勤めてまた勤むるも、自産の難き以て知るに足る。すなはち今に至るも治産自立の者百人中一を見ず。しかして三分の間、大人玄米四合、八歳以下三合御救助下さるとの令あり。故にこの後如何成り行かんと一万余の生霊席を安んぜず。各その業を励精する能はざる所以にして、傍人も痛心疾首する所なり。

斗南に移住した会津藩士達の窮状を訴え、現状を概観したところで、話題は一変、配流中の彼らの留守家族の状況を取り上げる。秋月、手代木両氏とも家族は斗南に移住した。男手のない彼らの留守家族の生活は苦しい。秋月の妻子は、草鞋を作り、薪を取り、ワラビなどの山菜を摘んで生活の足しにし、さらに機織りに雇われて収入増を図ったが、夏の蚊帳、冬の暖房にまでは手が回らなかった。一方手代木の妻

女は、二人の女子と共に刻苦精励、荒れ地を開墾して農産物を生産、その努力を旧知事が認めて称賛した程である。しかし、それほどの努力にも拘わらず、余裕は全くないのが実情だ。とにかく、今迄のところ、自立した生計を立てることの出来る者はほとんどいない。現在は救助米が支給されているが、いつまでこれが続くかと、一同気が気でない。傍から見ても気になるところだ。このように、自分たちの家族を例にしての論述は、相手に強く訴えるものをもってしていると云えるだろう。

臣等今議員の末に列し、天顔咫尺の地に在り。月に俸在りて、衣足り食足る。中夜驚起して斗南の郷を北望揺想して、不覚の涙落ち声咽び、感極はまりて哭す。彼或は寒餓死になんなんとするものあらん、我は飽食煖衣の安樂を受くること、譬へば双眼一は暗くして一は明、両手一は全ふして一は折れ半身不随なる者の如し。あに凶らんや、聖明在上の日、同じくこれ王臣にして王土に在り。しかして同仁の恵を蒙る能はず。この窮乏不幸たる、この人あらんとは。皇沢の施及する能はざる、この郷この事あらんとは。未だ有無相通じて救ふ能はざるものある歟。蝦夷の賤しきにも及ばざるなり。あに憫然すべきにあらずや。あに長大息すべきにあらずや。然りといへども、これ情なり、道義の正しき所にして、人心の安き所は死を見るも帰するがごとし。飢寒言ふに足らず。何ぞ区々の私情を以て児女子の泣を為さんや。

振り返って現在の我が身の境遇は、天皇の身近に仕えて給料を得、生活は安定している。斗南の同朋のことを思うと、感極まって涙がおちる。本来運命を同じくするもの同士であるのに、これでは、一つ身にして全く正反対の境遇にあると云えるのだ。天皇の下、等しく臣民であるものが、一視同仁の恵みを受けられないとはいかがなものだろうか。北海道の原住民の境遇にも劣るとまで過激な発言をしつつも、

さらに問題提起は続く。

然りしかして臣等国家の為に更に惜しむところあり。憂ふところあり。それ北海道・樺太は、皇国北門の鎖鑰なり。故に開拓使を置き拮据経営、地を開き人を移し、以て皇国を護せんとす。今陸奥青森・斗南は北門の内門とす。そもそも奥の州たる地、広ふして人少く、出穀もつとも少し。これ元の斗南管轄地をさす。津軽地方にあらず。故に土俗村落戸少く、家貧し。男は多く北海道に至り、漁魚その他各その業を勤め、金を得、冬に至りて帰り、以て父母妻子を養ふを以て常とす。しかして或は三年一度帰るあり、或は五年三度帰るあり、十余年も留まるあり。常に家に在る者は婦女幼子のみ。故に奥の地に荒蕪に就き、人民年に減ず。しかして土地瘦薄沍寒困苦に堪へざるなり。誰か好んで此の地に來り住せんや。しかして内門最要の鎖鑰たる、あに北海道海を隔つる外門の如くならんや。

視点を變えて、地政学的な観点から斗南地方を見るとどうなるか。北海道・樺太は日本の北門である。そのため外敵防禦の要衝として、開拓使を置き、人を移住させて積極的に開発が進められている。これに対して斗南地方はいわば北門の内門である。ところがこの地域は、広大だが人口は少なく、穀物生産の乏しいところである。そのため現地の住民の多くは、北海道に出稼ぎに出ていき、常住しているのは女性と子供ばかり、その上土地は瘦せ、寒さは厳しい。わざわざここに移住する者はいない。ではどうすればよいのか。

急に固より地を開き、人を置いて厳にこれが備へを為さざるべからざるなり。今幸ひにして一万余人すでに移住す。これが紀綱を立て、これが衣食住を与へ、その地を以て墳墓と為すの心あらしめば、土地自然に開け、人民自然に殖して、内門嚴備の成ること必然なり。しかしてこの地方牛馬あり、材木あり、鉄山あり、石炭あり、地漆に宜しく大豆に宜し。しかして煙草また生ず。海漁

の利測るべからず。更に養蚕を勧むるときはその利また測るべからず。故にこの人を殖し、この地を開き、以てこの諸産を能く開殖するあらば、富国また更に謀るべきなり。もし現今の費用を惜しみ、措置の勞を厭ひ、因循して日を送るときは、土人固より既に減少し、移人また流離、終に寂寞の郷となり、恐らくは百年の後陸奥の開拓使を置くが如きことあるなり。知るべからばあに恐れざるべけんや。

そんなところに移住してきた旧会津藩士を利用しない手はない。彼らに生計のめどを立てさせ、この地を墳墓の地にする覚悟を持たせるようにすれば、自ずと展望は開ける。幸いこの地には殖産興業向きの特産物がある。たとえ費用がかかるとしても今すぐ実行すべきで、このまま放置すれば、原住民はもとより移住した旧会津藩士達もここを見捨てるに違いない。

臣等伏して願はくは、一に斗南地方皇国の鎖鑰の要たるを思へ。急に移人衣食住の憂へ無からしめ、永く留住してこの地を以て墳墓と為すの心あらしめんことを。二に臣等が至情と移人の困厄を憐み、均しく同仁の恵を下し賜へ。仰いで父母に事へ、伏して妻子を養はんことを、伏して懇に願ふ。

天命一下、急にこれが措置を賜はり、天恩の海深く山高ふして、辺陬の地と雖も皇沢の洽ねからざる無きを知らしめんことを。その措置の緩急、条件の如き、若し下問を賜はらば、更に上奏することあらんとす。筆を執りて泣願。頓首誠惶誠恐。

壬辰

五月

少議生 秋月 胤永
少議生 手代木勝任

我等の願いは二点、第一点は斗南地方が外敵防禦の要地であること
を認識し、急ぎ移住者達の生活を保障してそこに定住する気を起こさ

せるようにすること。第二点は、自分たちの気持ちと移住者の苦勞を思いやり、国民として等しく国の恩恵を受けられるようにすること。勅命によって、一刻も早く国恩が辺鄙な地域にも遍く行き渡っていることを分かせて欲しい。さもなければ、再度上奏をしようと思う、云々。

三

以上建白書の内容を一覧した。ここで一度論点を整理しておきたい。建白しようという意志を固めた理由は、二人が身柄を青森に移送される時に見聞した、旧会津藩士達が斗南の地を離れてさまよう姿を見たことによる。流浪者の語る斗南の生活は、悲惨きわまりなく、耐えがたいものであり、罪に服しているとは云えその実寛大な処分によって、生活が安定し、情報伝達にも利があった彼ら二人の想像を絶するものがあった。しかも彼らは、罪を許された後、新政府に迎え入れられている。そうした境遇を踏まえて、悲惨な生活を余儀なくさせられている旧同僚達が置かれた状況を世間に伝えることは、自分たちの責務だということである。この建白書には、後世伝えられている斗南移住者達の苦勞の実態がまざまざと描き出されており、筆者の鋭い感覚が冴えていると云えよう。その上で、その苦しい生活が何故もたらされたかについてを分析をする。

最大の問題は給付される米が、移住者家族の生計を立てるにはほど遠い量でしかないということにある。しかも移住者の家族に壮丁が少なく、働こうにも十分働けない。もともと土族たるものは、文武の芸をきわめることで藩に仕えており、農商工などの作業については門外漢である。若い者はともかくその他の者に今更こうした作業を強いても、効果は上がらない。たとえ仕事をすることが出来ても、周囲にそれを消費することが出来る余裕がなければ意味がない。寒冷不毛の地にこのまま彼らを放置するのは許されない。二人の留守家族が斗南に

移住してどのくらい苦勞していたかを説明するあたりは、具体的に説得力がある。手代木氏の家族の斗南における生活ぶりについては、手代木氏夫人喜与子女史の日記「松の落ち葉」にその一端が記されているが、ここに記されたとおりの実情で、このことは配流先の手代木勝任にも伝えられており、秋月胤永にとっても周知のことからだったのである。激情におぼれることなく、事態を客観的に捉えることが出来る点については十分評価できると云えよう。

その上で、建白の論点は、奥州斗南の地政学的位置についての考察に進む。すなわちこの地は、日本の北門の鎖鑰たる北海道樺太に対してその内門にあたるという。そのためこの地は、国家経営上非常に重要な位置を占める。それ故北海道に移民を奨励して殖産興業を図ると同じく、この地にもそのような施策を施す必要があるというのである。それについて、有利なのは現に今いる斗南移住者の群れであり、これを活用しない手はない。この地は寒冷不毛ではあるが、諸工業の原料となる産物の可能性は大いにある。移住者達の生活を安定させ、ここにそうした施策を施すべきである。これがこの建白書の結論である。

四

松平容保は孝明天皇を補佐し、天皇から厚い信頼を受けていた。それ故旧会津藩士であった彼らに、天皇親政に対する違和感はなくなかったといつてよい。天皇親政を呼号する新政府の施策の下で、こうした建白をすること自体についても、それほど遅疑逡巡はなかっただろう。後半部の国策との関係で、地方重視、殖産興業という論点を挙げていることについては、新政府の政策を十分把握していることがうかがわれる。明治維新後五年、政治の中枢から離れた地に幽閉されていたにも関わらず、政治動向の分析の視点は鋭いものがある。維新前の身分秩序の厳しかった時代に、認められて松平容保を能く補佐するこ

とが出来たのも成る程と思わせるものがある。

ここに述べられている斗南移住者の生活困窮の実情分析と、その解決策についての提言は、説得力がある。問題は、自らの旧会津藩士という立場、対象となった斗南移住者の視点から国策を論じたことにある。建白書中、移住者の困窮についての言及は詳細にわたっているが、斗南の現地住民についての言及はどうか。

そもそも奥の州たる地、広ふして人少く、出穀もつとも少し。故に土俗村落戸少く、家貧し。男は多く北海道に至り、漁魚その他各その業を勤め、金を得、冬に至りて帰り、以て父母妻子を養ふを以て常とす。しかして或は三年一度帰るあり、或は五年三度帰るあり、十余年も留まるあり。常に家に在る者は婦女幼子のみ。

故に奥の地日に荒蕪に就き、人民年に減ず。しかして土地瘦薄互寒困苦に堪へざるなり。誰か好んで此の地に来り住せんや。

言及があることは確かである。しかしながら、この一節からうかがうことの出来る建白者の目はあくまで他者の目であり、その言説は移住者に対するそれと同じではない。奥州はもともと酷寒不毛の地で、居住者達は出稼ぎでしか生計を立てることが出来ない。この地に好きこのんできたという者は誰もいない。この一節が、問題点を浮き彫りにしていると云えよう。移住者に対する給付、授産は結果的に従来からこの地域に住んでいた住民をも潤すことになる。それは確かであるが、この建白書の効果を殺ぐことになっていることは否めないのではないか。

結語

この建白書が実際に政府に提出されたかどうかは分からない。ただ、提出されていたとしても、その効果を期待できたかどうか。明治維新後の新政府は、当初確かに旧幕府の政治システムを引き継いだ。戊辰

戦争後の処分などは、旧藩体制に基づいてなされたことは間違いない。だがその後、版籍奉還、廃藩置県など中央政府の統治形態は全く面目を一新した。斗南に移住した旧会津藩士達を襲った事態は、移住に基づく新生活への移行が減知による給付米の激減という事態によってうまく機能しなかったことに由来する。ここで縷々述べられている移住士族の窮状は、確かにその通りではあるが、翻って見てみれば、版籍奉還と廃藩置県とによって、実は日本全国の士族を襲った事態と同じだということが分かる。移住という事態がなかったとしても早晚彼らには同じ運命が待ち構えていたのだ。不平士族の反乱相次いだその後の歴史の動きを見るとそのことがよく分かる。明らかに明治新政府の施策は、この時すでに秋月、手代木両名が把握認識した事態を越えた異質のステージに移行していたのである。

二〇一一年五月十八日

【参考】

秋月胤永・手代木勝任の建白書（原文）

二臣胤永勝任伏シテ惟ンミルニ戊辰以来制度一新

皇化四辺ニ治ネク大綱已ニ立テ万目亦拳ルコレ人ヲ用ユル唯ソノオヲ以テシテ門閥ヲ問ハス故ニ才徳朝ニ満テ野ニ遺賢無シ臣等力カキ滔天ノ罪アルモ独リ其死ヲ免スルノミナラス更ニ朝官ニ備ハリ時ニ鄙議ヲ献スルコトヲ得

聖恩天高ク海深シ感泣何ソ已ン今外ニシテ欧米各国米盈留住シ内ニシテ北海道荒蕪絶遠ノ地ト雖モ特ニ開拓使ヲ置キコレカ地ヲ開キコレカ民ヲ治メ恒ノ産アラシメ以テ規則ニ容レントス聞クカ如キ今ニ至リテ蝦地貧困ノ民モ飽食煖衣以テ擊壤ノ喜ヒ在リト況ンヤ中土ヨリ移住スル者ヲヤ此政令ノ一途ニ帰シ事

聖裁ニ出テ一視同仁王土ヲ以テ王臣ヲ養ヒ有無相通シ彼我ノ別無キヲ以テナ
 リソノ盛徳鴻業規模ノ大ニシテ条目ノ挙カル前古未タ聞カサル所ナリ然リ而
 シテ臣等更ニ建言セント欲セル処ノアリ言ハシテ罷ム者三タヒ筆ヲ投ス
 ルコト三タヒ如何トナレハ臣等力罪実ニ深シ況ンヤ又私情ニ渉ルニ嫌疑アリ
 恐懼ニ堪ヘサルニ於テヲヤ既ニシテ復タ自ラ謂ラクコノ寵擢ヲ蒙リコノ議員
 ニ備ハリ黙々トシテ罷ムハ本意ニアラス抑亦

聖朝コノ職ヲ命スルノ意ニアラサルナリコレ臣等敢テ建言スル所以ナリ二臣
 去冬名古屋ヨリ東京ヲ過キテ青森県ニ赴ク時正ニ隆冬ナリ寒厳ニシテ雪深シ
 而シテ元斗南県人或ハ単衣跣足或ハ手携肩荷西南ヲ指シテ潜行密移スル者ノ
 如シコレヲ見テ心已戚焉タリ泉地金田市元斗南管轄スル処ヲ經三ノ戸ニ至リ往クソノ
 実ヲ問フ云クコレヨリ先キ大人一日玄米三合ニ満タス七歳以下僅ニ二合ヲ得
 近日ニ至リテ大人四合米ヲ賜ハルコトヲ得ソノ外更ニ一金ヲ得ルアルコト無
 シ加之居ルニ家無ク耕スルニ地無シ仮令地アルモ市家村屋ニ仮居スルコト殆
 シト三年三合不滿ノ米ヲ食シ筋骨衰弱拓地耕作スル能ハサルハ固ヨリナリ又其
 ノ甚シキ者ハ粥ヲ作りテ米粒ヲ弃スル能ハサルアリ糲米昆布等ヲ合セ煎テ米粒
 ハ僅カニ数フルアリ三合不滿ノ玄米ヲ得ルモ悉クコレヲ飯米ニ用ユル能ハス売リテ塩薪炭ヲ買フ且老弱
 病者ノ如キ一錢ノ得可キ無ク又山林遠キ市家ニ住スレハ薪木ト雖モ買ハサルヲ得ス
 衣破レテ補フ能ハス塩薪尽キテ或ハ買フ能ハス今日刀ヲ売リ明日衣ヲ売リ売
 リ尽シテ倒ル、ヲ待ツアリ或ハ凍死シ或ハ餓死スルナシトセス家ニ男主無ク
 婦人老幼而已ナル輩ニ至リテハソノ苦辛トソノ所行ト言フ可カラサルモノア
 リ又田名部地方ニ住スル者ハ常ニ菜色アリテ容只膚色他郷ニ異ナリコレ食料
 ノ他方ニ比スレハ殊ニ悪シキヲ以テナリ総シテ移人死スル日ニ多ク生ル、者
 甚タ少シソノ食料少フシテ悪シク且ツ男女共ニ困厄ソノ樂地無キヲ以テナリ
 二臣途中率然コレヲ聞キ食咽ニ下ラス或ハ衣ヲ脱シコレヲ与へ或ハ金ヲ分ツ
 テコレヲ贈ル既ニシテ親シクコレヲ撿察シテ確カニ問フニ所聞信ナリ雖然移
 人初メ移住スル者殆ト二万人流
 難死亡今ニ至リテ一万人左右皆困厄ナル如此ニアラス懶惰ニシテ産業ヲ治メス耕墾
 ヲ勤メス自ラソノ困厄ヲ招クモアリ勤メテ産ヲ治メ更ニ財ヲ得ルモアリ家在
 リ地在リテ能ク耕スアリ読書筆算等ヲ教ユルモアリ僅々ノ商法ヲ行ヒ利倍ヲ

逐フアリ縫フ者アリ織ル者アリ器ヲ造ル者アリ人ノ為ニ備シテ春シ或ハ担ス
 ル者アリ凡ソ事為サ、ルコト無シ如此産ヲ營ムトモコレヲ通觀スルニ僅カニ
 饑餓ヲ免ル、者十カ九ニシテ善クソノ生ヲ送クル者甚少クシテ廢疾多病又ハ
 老幼無能ノ者ハコノ諸件ヲ為ス能ハスシテ坐食スルノミソノ上等ナル者ト雖
 モ純米ノ飯ヲ食スル能ハス四時ノ衣ヲ備フル無シ抑厄ヲ極ムル者財本ト俸
 祿ト無キニ因ルト雖モ治産ノ艱難ナル実ニソノ原因アリ士族ノ藩ニ在ルソノ
 祖ソノ父ヨリ幼ナルヨリシテ唯文武ノ芸事ニ身ヲ委ネ或ハ專簿書算筆ニ心ヲ
 用ヒ曾テ耕耘ニ從事スルコトナシ曾テ売買ニ力ヲ用フルコトナシ今ニ至リテ
 コレヲ幼老病者婦人ニ責ムル能ハザルハ固ヨリナリ又歳四五以上ノモノニ
 耕墾ヲ勤メシムルモ亦已ニ難シ強ヒテ之ヲ為スモ下農夫ノ業ヲ為ス能ハス老
 幼病者ヲ除キ十八九以上四十以下壯年ノ者ニシテ往々農事ニ慣習シテ上農
 夫タルヘキ壯丁多クハ已ニ没シ或ハ師ヲ四方ニ訪ヒ老幼婦女多病廢疾ノ者多
 シ故ニ事務亦甚タ難ク困厄ヲ極ムル所以ナリ更ニ難事アリ婦女子ノ如キハ縫
 績織経シテ男子ハ銅鉄竹木ヲ以テ器ヲ製シ以テ産業ヲ營マント欲スルモ辺村
 ノ僻落ニ至リテハ売ル者アリト雖モ買フ者無ク囑托スル者モ亦少シ況ンヤコ
 レヲ為サントスルモ財本アル者少シ仍テ県下往々生産所ヲ設ケ鰥寡孤独自立
 シ難キ男女悉ク此ニ集メテ各ソノ業ヲ勤メシムコレカ食ヲ与へコレカ料ヲ与
 へ以テ空手餓死ヲ免レシメントス二臣御預トナルコト今茲ニ至ルマテ五年ナ
 リ胤永カ家族斗南ノ郷ニ在リソノ妻ソノ子ト与ニ手自草鞋ヲ製シ以テ薪トリ
 薇トル或備織而シテ夏夜ニ帳無ク冬寒ニ炉ナシ僅カニ能ク生クルノミ勝任カ
 家族亦ソノ郷ニアリソノ妻ソノ二女ヲ率ヒ新地ヲ開作シテ多ク野菜雜穀ヲ得
 極メテ励精トス婦女子ニ在リテ能ク勤ム旧知事力耕ヲ以テコレヲ賞ス而シ
 テ余金ヲ得ル能ハス此ノ財本無キ婦女子等コレヲ勤テ又勤ムルモ自産ノ難キ
 以テ知ルニ足ル即チ今ニ至ルモ治産自立ノ者百人中一ヲ見ス而シテ当分ノ間
 八歳以下三合御救助被下トノ合アリ故ニコノ後如何成リ行ント一万余ノ生靈席ヲ
 安ンセス各ソノ業ヲ励精スル能ハサル所以ニシテ傍人モ痛心疾首スル所ナリ
 臣等今議員ノ末ニ列シ

天顔咫尺ノ地ニ在リ月ニ俸在リテ衣足り食足ル中夜驚起シテ斗南ノ郷ヲ北望
 揺想シテ不覚涙落チ声咽ヒ感極リテ哭ス彼レ或ハ寒餓死ニ垂ントスルモノア
 ラン我ハ飽食煖衣ノ安楽ヲ受クルコト譬ヘハ双眼一ハ暗クシテ一ハ明両手一
 ハ全フシテ一ハ折レ半身不随ナル者ノ如シ豈図ンヤ

聖明在上ノ日同シクコレ王臣ニシテ王土ニ在リ而シテ同仁ノ恵ヲ蒙ル能ハス
 コノ窮乏不幸タルコノ人アラントハ

皇沢ノ施及スル能ハサルコノ郷コノ事アラントハ未タ有無相通シテ救フ能ハ
 サルモノアル歟蝦夷ノ賤シキニモ及ハサルナリ豈憫然ス可キニアラスヤ豈ニ
 長太息ス可キニアラスヤ雖然コレ情ナリ道義ノ正シキ所ニシテ人心ノ安キ所
 ハ死ヲ見ルモ婦スルカ如シ飢寒言フニ足ラス何ソ区々ノ私情ヲ以テ兒女子ノ
 泣ヲ為サンヤ然リ而シテ臣等国家ノ為ニ更ニ所惜アリ所憂アリソレ北海道樺
 太ハ皇国北門ノ鎖鑰ナリ故ニ開拓使ヲ置キ拮据經營地ヲ開キ人ヲ移シ以テ皇
 国ヲ護セントス今陸奥青森斗南ハ北門ノ内門トス抑奥ノ州タル地広フシテ人
 少ク出穀尤少シコレ元ノ斗南管轄地ヲサ故ニ土俗村落戸少ク家貧シ男ハ多ク北海道
 ニ至リ漁魚ソノ他各ソノ業ヲ勤メ金ヲ得冬ニ至リテ婦リ以テ父母妻子ヲ養フ
 ヲ以テ常トス而シテ或ハ三年一度帰ルアリ或ハ五年三度帰ルアリ十余年モ留
 マルアリ常ニ家ニ在ル者ハ婦女幼子ノミ故ニ奥ノ地日ニ荒蕪ニ就キ人民年ニ
 減ス而シテ土地瘦薄沍寒困苦ニ堪ヘサルナリ誰カ好シテ此ノ地ニ來リ住セン
 ヤ而シテ内門最要ノ鎖鑰タル豈北海道海ヲ隔ツル外門ノ如クナランヤ急ニ固
 ヲリ地ヲ開キ人ヲ置キテ蔽ニコレカ備ヘヲ為サ、ル可カラサルナリ今幸ニシ
 テ一万余人已ニ移住スコレカ紀綱ヲ立テコレカ衣食住ヲ与ヘソノ地ヲ以テ墳
 墓ト為スノ心アラシメハ土地自然ニ開ケ人民自然ニ殖シテ内門嚴備ノ成ルコ
 ト必然ナリ而シテコノ地方牛馬アリ材木アリ鉄山アリ石炭アリ地漆ニ宜シク
 大豆ニ宜シ而シテ煙草亦生ス海漁ノ利不可測更ニ養蚕ヲ勸ムルトキハソノ利
 亦不可測故ニコノ人ヲ殖シコノ地ヲ開キ以テコノ諸産ヲ能ク開殖スルアラハ
 富国亦更ニ謀ル可キナリモシ現今ノ費用ヲ惜ミ措置ノ勞ヲ厭ヒ因循シテ日ヲ
 送ルトキハ土人固ヨリ既ニ減少シ移人又流離終ニ寂寞ノ郷トナリ恐ラクハ百

年ノ後陸奥ノ開拓使ヲ置クカ如キコトアルナリ知ルベカラハ豈恐レサルヘケ
 ンヤ臣等伏シテ願ハクハ一二斗南地方

皇国ノ鎖鑰ノ要タルヲ

思ヘ急ニ移人衣食住ノ憂ヘ無カラシメ永ク留住シテコノ地ヲ以テ墳墓ト為ス
 ノ心アラシメンコトヲ二臣等力至情ト移人ノ困厄ヲ憐ミ均シク同仁ノ恵ヲ
 下シ賜ヘ仰イテ父母ニ事ヘ伏シテ妻子ヲ養ハシコトヲ伏シテ懇ニ願フ

天命一下急ニコレカ措置ヲ賜ハリ

天恩ノ海深く山高フシテ辺陬ノ地ト雖モ

皇沢ノ洽ネカラサル無キヲ知ラシメンコトヲソノ措置ノ緩急条件ノ如キ若シ
 下問ヲ賜ハラハ更ニ上奏スルコトアラントス筆ヲ執リテ泣願頓首誠惶誠恐

壬辰

五月

少議 秋月 胤永

少議 手代木勝任

〔追記〕この建白書の原典は、秋月胤永の弟である秋月三郎の子孫 秋月孝眞
 氏のもとに伝えられている。閲覧を許された秋月孝眞氏に心からお礼申し上
 げる。